

平成29年6月14日

公立大学法人静岡文化芸術大学

理事長 有馬 朗人 様

監事 上島 清介

監事 松田 隆広

平成28年度期末監事監査の結果について（報告）

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度における業務の執行及び財務に関する状況について、監査を行いました。

監査の結果について、公立大学法人静岡文化芸術大学監事監査規則第9条の規定により、別紙のとおり御報告いたします。



平成28年度期末監事監査報告書

平成28年度期末監事監査は、当年度の監査計画に基づき行いましたので、
その結果を次のとおりご報告いたします。

1 監査方法の概要

(1) 業務監査

ア 法人の重要な会議である役員会、経営審議会に出席し、大学業務
の意思決定及び年度計画に基づく業務執行に関わる諸案件の審議状
況の確認に努めた。

イ 監査対象である運営体制の改善、人事の適正化に対して、書面及
びヒアリング方式により監査を行った。

ウ 法人監査員（内部監査担当）と連携し、大学業務の執行及び会計
処理の適正性について確認した。

(2) 会計監査

会計監査人から、平成28年度決算書に係る監査状況の報告を受
け、意見交換を行った。

2 監査の結果

(1) 業務監査

我々監事は、役員会、経営審議会への出席及び議事録の閲覧を通し
て、意志決定過程における内部統制が機能していることを確認した。併
せて重大な法令・規則違反がないことを確認した。また、内部監査の結

果報告を受け、重大な不正・誤謬がないことを確認した。

これらの状況把握の結果、当期の事業報告書について、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。

(2) 会計監査

法人監査員との連携及び会計監査人との意見交換等により、当該年度予算の執行及び決算の状況の把握に努めた結果、会計監査人である有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び監査結果は相当であり、財務諸表等は、会計処理手続の妥当性及び財務諸表項目・計数の適正性とともに透明性をもって、当該年度に関する有用な会計情報を表示しているものと認める。

以上